

平成25年

議会運営委員会記録

平成25年12月11日

和光市議会

## 議会運営委員会記録

◇開会日時 平成25年12月11日(水曜日)  
午後 3時30分 開会 午後 4時00分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	齊藤秀雄	議員	副委員長	吉田けさみ	議員
委員	阿部かをる	議員	委員	待鳥美光	議員
議長	菅原満	議員	副議長	栗原次男	議員
委員外議員	金井伸夫	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	富澤勝広	議会事務局次長	本間修
議事課長補佐	平川京子	主事	小林厳

◇本日の会議に付した案件

議員提出議案の内容確認について

意見書案の確認について

その他

午後 3時30分 開会

**○齊藤秀雄委員長** ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、会議には議長とオブザーバーとして副議長、委員外議員1名に出席を求めていますことを報告いたします。

本日は議員提出議案と意見書案についてです。

まず、議員提出議案についてです。去る12月4日の議会運営委員会で報告しました、和光市議会基本条例の一部を改正する条例を定めることについて、執行部との調整が済みました案文をお手元に配付しております。これを副議長提案、議案第80号として提出してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、和光市議会基本条例の一部を改正する条例を定めることについては議案第80号として副議長提案で提出いたします。

この議案第80号については、閉会日の議事日程に追加し、陳情に対する討論、採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。副議長提案ですので、質疑、討論は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

次に進みます。前回の議運で、全会一致で副議長提案となりました、婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書をお手元に配付しております。案文について、文言等この意見書案でよろしいでしょうか。

待鳥委員。

**○待鳥美光委員** 前回の議運での案文に対する質疑の中で、先行して行っている地方自治体で、三鷹市と例を挙げさせていただきましたが、間違っておりました。大変申し訳ございません。正しくは八王子市でございます。また、新宿区など、その他複数の自治体の実施、もしくは実施予定ということで把握しております。お詫びして訂正させていただきます。

**○齊藤秀雄委員長** 皆様、御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書は、意見書案第4号として、副議長提案で提出いたします。この意見書案第4号についても、同じく12月16日閉会日の議事日程に追加しました、議案第80号の採決の次に追加して議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。副議長提案ですので、質疑、討論は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

次に、進みます。同じく、前回の議運で、全会一致で副議長提案となりました、地方税財源の充実確保を求める意見書をお手元に配付しております。案文について、文言等、この意見書案でよろしいでしょうか。

休憩します。(午後 3時35分 休憩)

再開します。(午後 3時37分 再開)

それでは、地方税財源の充実確保を求める意見書は、意見書案第5号として、副議長提案で提出いたします。この意見書案第5号についても、同じく12月16日閉会日の議事日程に追加しました、意見書案第4号の採決の次に追加して議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。副議長提案ですので、質疑、討論は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

次に進みます。1月16日に開催する議運で協議する陳情及び意見書について、資料を配付しております。これについて、説明願います。

議長。

**○菅原満議長** 先般の議運で、陳情及び意見書について、今後の議運で協議いただきたい旨申し上げました。陳情の取り扱いにおける朝霞地区4市の現在の状況を調査いたしました。現在、ホームページで周知されている内容でございます。朝霞市の取り扱いは、開会日または閉会日に議場配付という取り扱いでございます。申し合わせ事項等では、開会日5日前及び閉会日2又は3日前の議運で、それまでに受け付けた陳情を報告し、開会日及び閉会日に議場配付となっております。志木市については、請願と同様に扱い、ファックスを含む郵送の陳情はすべて議場配付のみとしております。陳情としない文書は議長回覧し、議運などへの報告はしていないということでございます。新座市については、提出期限は開会日の1週間前で、取り扱いは請願と同様に扱うとしています。申し合わせ事項等では、陳情としない文書は議長回覧し、議運等への報告はしていないということでございます。これが調査をした内容でございます。

次に、陳情に関する確認事項で、本会議で審議する陳情の判断確定は、現在、議運で協議し、決定しております。和光市議会会議規則第145条は、議長の陳情書処理の事務を規定したものとなっております。参考人を招致した場合については、委員と参考人の発言において、参考人は質疑ができないということで、委員からの質問にお答えいただくということで、和光市議会会議規則の関係について、改めて確認をお願いいたします。

それから協議事項として、朝霞地区4市の状況について、お示しいたしましたが、請願・陳情の扱いで、現在、和光市議会会議規則では、「議長は陳情書又はこれに類するもので、その内

容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」としております。この中の類するものの範囲について、窓口等では陳情書で提出してくださいということでお願いしていますけれども、直接要望書とか嘆願書とか、陳情書とされていないものについて、どのように扱うか各会派で協議をしていただければと思います。

それから、公述人の関係で、参考人として招致するときの代理人の招致について、どうしても公述人が出席できない、あるいはわからない場合等ございますので、参考人の招致における代理人の招致のあり方について、各会派で協議いただき、議運で協議・確認をしていただきたいと思います。

それから、申し合わせ事項ですけれども、意見書案の提出期日を現在の請願・陳情と同様の開会日3日前の午後3時と明記し、議運に案を配付という形で修正をしていきたいということで、前回は御協議をいただいております。改めてこのような形で申し合わせ事項の案といたしましたので、各会派で協議いただき、議運で協議・確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**○齊藤秀雄委員長** ただいま、議長から説明がありました。特に、和光市議会申し合わせ事項（案）の提出期日の確認で、定例会開会日3日前の午後3時までを請願・陳情・意見書案の提出期日とし、同日午前11時までを、一般質問及び監査報告に対する質疑発言通告書の提出期日とするとなっています。これをもんでいってほしいということによろしいですか。

議長。

**○菅原満議長** 前回は協議いたしました。改めて申し合わせ事項を修正いたしました。確認をしていただきたいと思いますので、こちらの和光市議会申し合わせ事項（案）で協議・確認していただきたいと思います。

**○齊藤秀雄委員長** 各会派の皆様、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、各会派に持ち帰りまして、1月16日の議運で決定したいと思います。

阿部委員。

**○阿部かをる委員** 以前の議運で、議長から注意・考慮してほしいということで、各会派のみなさんにお伝えしたいということで、何点か御指摘があったんですけれども、その1つが、一般質問においては市政に関することを質問するという、それから、チラシの掲載に関する議会事務局への問い合わせということで、チラシの作成については、そのように記載しないでくださいと各会派にお伝えくださいという内容の話があったかと思います。その点について再度確認したいと思います。それぞれ議運の皆様がどう受け止められて帰られるかも不透明なところがあって、各会派に帰って、それが各議員に伝わっているかどうかというところがありますので、できれば全議員が同席するところで、改めて言っていただくとか、個人にきちんと伝えていただくとか、そのような手法を取ったらどうかという思いです。

**○齊藤秀雄委員長** 今、阿部委員から、議員個人の配付物に対しての責任の取り方ということ

での意味合いで発言がありました。それを文書化したほうがよろしいということですか。

阿部委員。

**○阿部かをる委員** 文書化するかどうかは別として、このようなことがたび重なるということはあるとはいけないと思います。それから、一般質問は市政に関することというお話もありました。

**○齊藤秀雄委員長** 休憩します。(午後 3時47分 休憩)

再開します。(午後 3時55分 再開)

議長。

**○菅原満議長** 御指摘いただいた点で、2点あると思います。

まず、議員の一般質問の発言のあり方についてであります。これは今議会の開会にあたっての議運でもお願い申し上げましたが、一般質問は会議規則において、市の一般事務について、議長の許可を得て、発言することができることとされております。基本は和光市政のあり方についてを聞くということが主でありますので、その点を踏まえて質問を展開していただきたいということを改めて申し上げます。国政や他の団体等が関係する場合は、あくまで、市の一般事務を主体とし、質問を展開していただくということになりますので、その辺を改めて御確認していただくと共に、会派の各議員に周知をお願いいたします。

それから、議員活動の関係ですが、議員個人の配布物で、問い合わせ先を議会事務局等にされている内容が確認されました。それについては、議員個々の活動であって、議会ないし議会事務局が責任を負うものではないので、そういった類いの文章は入れないでいただきたい。また、議会事務局等に問い合わせをするような内容、あるいは誤解を受けるような内容は避けたいということですので。改めて、この点の御周知をいただきたいと思います。

また、この点、議運で確認したことは各議運の委員の皆様から各会派に持ち帰っていただいて、周知されていると認識しております。くどい形になりますが、改めて確認、周知の程よろしく願いいたします。議員個人の配付物についても、誤解を受けるような内容等については、十分吟味した上で、作成、配布をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○齊藤秀雄委員長** 皆さん、御理解いただけましたか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのような形で、各会派において再確認の程、よろしく願いいたします。

その他、何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後 4時00分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員長 齊藤秀雄